

復興編

第1章 復興の基本的考え方

大規模な災害により区の地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた場合、区の地域をできる限り速やかに再建するために、区は区民の生活及び都市の両面における復興計画を作成して、都をはじめとする防災関係機関との連携の下、計画的に復興を図ることとし、平成10年度に「墨田区震災復興計画策定指針」を作成した。

その後、国の防災対策の動向や平成14年度に策定された「東京都震災復興マニュアル」等を踏まえ、平成16年6月に「墨田区災害復興基本条例」を制定するとともに、「墨田区災害復興マニュアル」を策定した。また、平成15年度から平成18年度にかけて、地域住民と各種専門家、行政の協働による復興模擬訓練を実施し、復興期における体制の検証を行った。

これらの経緯を踏まえ、区は平成19年度に「墨田区災害復興支援組織設置要綱」を制定し、区の復興支援及び防災まちづくり支援を行う各種専門家で構成される墨田区災害復興支援組織を発足させた。

また、都は平成27年度に東京都震災復興マニュアルの修正を行った。今後この修正内容を「墨田区災害復興マニュアル」に反映するなど都と連携を図るとともに、国等の動向にも注視しながら復興対策の充実を図っていく。

第1節 復興の基本理念

区は、強い連帯感のあるコミュニティを持ち、活発な商工業を基盤として、古き良き伝統と新しい技術を取り入れて発展してきた個性豊かなまちである。

このような区の特性を原動力として、区民の暮らしの安定・向上を図ることを第一義の目的とし、従前のコミュニティをできる限り維持しつつ、生活の再建、再度災害の防止、生活・経済環境の向上を目指した復興を総合的に進める「暮らしの復興」を目指し、復興の課題に対し総合的・計画的に取り組み、歴史と文化を生かした安全で住みやすい快適な環境創造を図る。

また、「暮らしの復興」に当たっては、区民、事業者、行政等が協働して復興対策を推進し、「墨田区基本構想」の具現化を引き続き図るものとし、加えて、大規模災害後に区民が復興への意欲と希望を持つことができる、区民共有の「復興スローガン」を設定するものとする。

第2節 復興の基本目標

「墨田区災害復興基本条例」に定める復興の基本理念の実現を目指しながら、従前の状態に戻ることが難しい被災者に対する新たなコミュニティの創出や新しいライフスタイルの確立のための支援等についても検討する必要がある。

このため、被災後に策定する「墨田区災害復興基本方針」及び「墨田区災害復興計画」に定める復興の基本目標については、実際の被災規模や被災後の諸事情や「墨田区災害復興基本条例」の位置付け等も踏まえつつ新たに設定する。

なお、復興の基本目標は、短期・中期等の具体的な目標を設定することにより、復興対

復興編 第1章 復興の基本的考え方

第2節 復興の基本目標

策の達成状況や効果等を把握し、新たな復興対策の立案又は復興対策の見直し等に反映する。

※ I-06：墨田区災害復興基本条例（別冊資料 P8 参照）

第1章
復興の基本的考え方

第2章
復興本部

第3章
震災復興計画の策定

第4章
復興の全体像

第5章
地域力を生かした復興プロセス

第6章
復興対策の財源確保

第2章 復興本部

第1節 復興本部の設置

災害により重大な被害を受けた場合は、被災後における復興に向けた取組を総合的かつ計画的に推進するため、「墨田区災害復興基本条例」及び「墨田区災害復興本部の設置及び運営に関する規則」に基づき、「墨田区災害復興本部」を設置する。

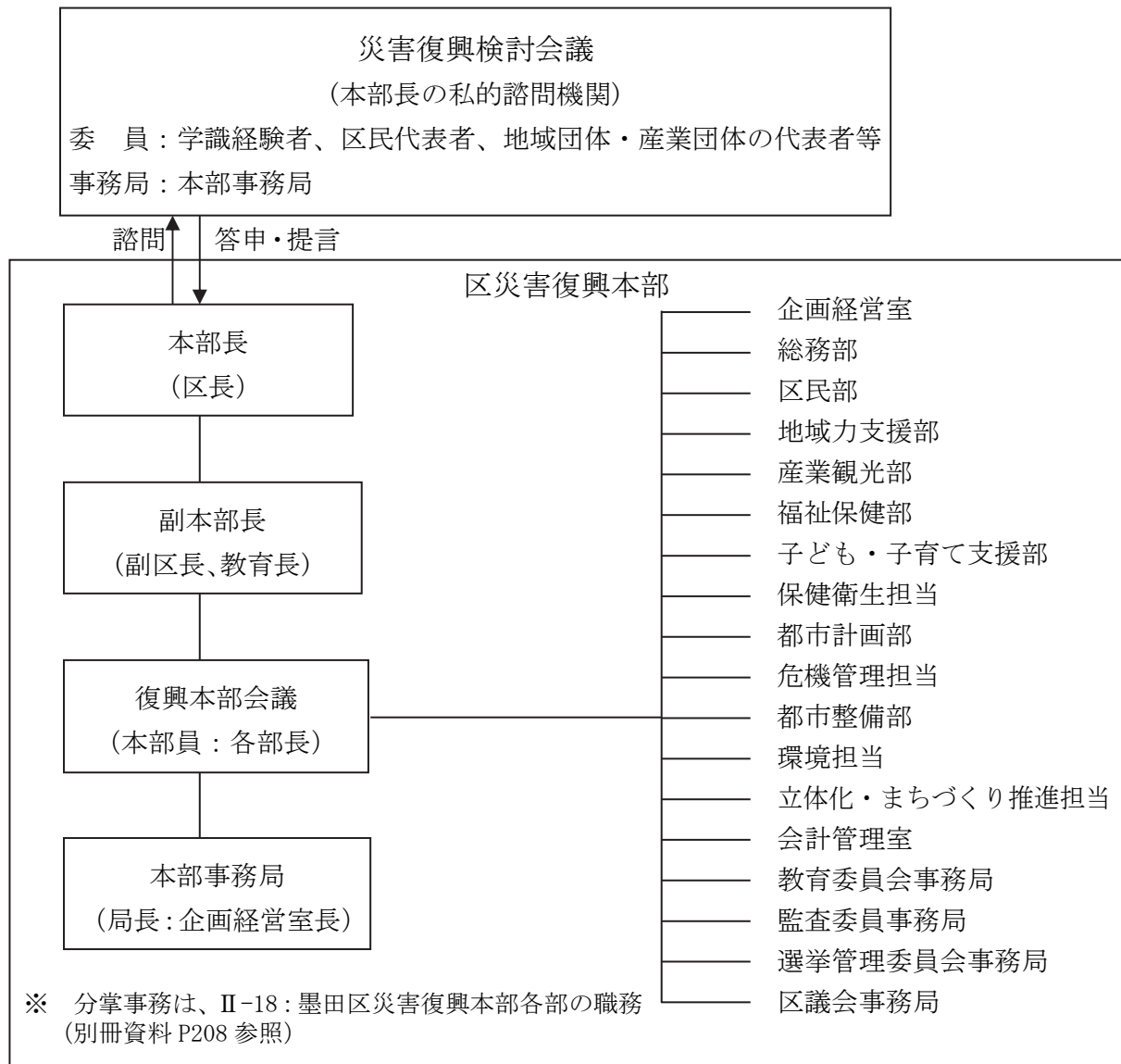
なお、災害復興本部及び同事務局の設置に至るまでの間は、「区災対本部」の組織に「区災害復興本部準備室」を設置し、復興対策に関する調整や災害復興本部設置の準備等を行い、被災後2週間を目途に区長を本部長とする「区災害復興本部」を設置する。

本部長は、復興に関する重要な課題について総合的な調整を行う場として、「災害復興本部会議」を設置、招集、開催するとともに、「墨田区災害復興計画」の策定に際し、復興の目標を検討・提言する「墨田区災害復興検討会議」を私的諮問機関として設置する。

復興対策がおおむね完了したと認めたときには、本部長は災害復興本部を廃止する。

※ I-06：墨田区災害復興基本条例（別冊資料 P8 参照）＜再掲＞

「震災復興本部」等の構成

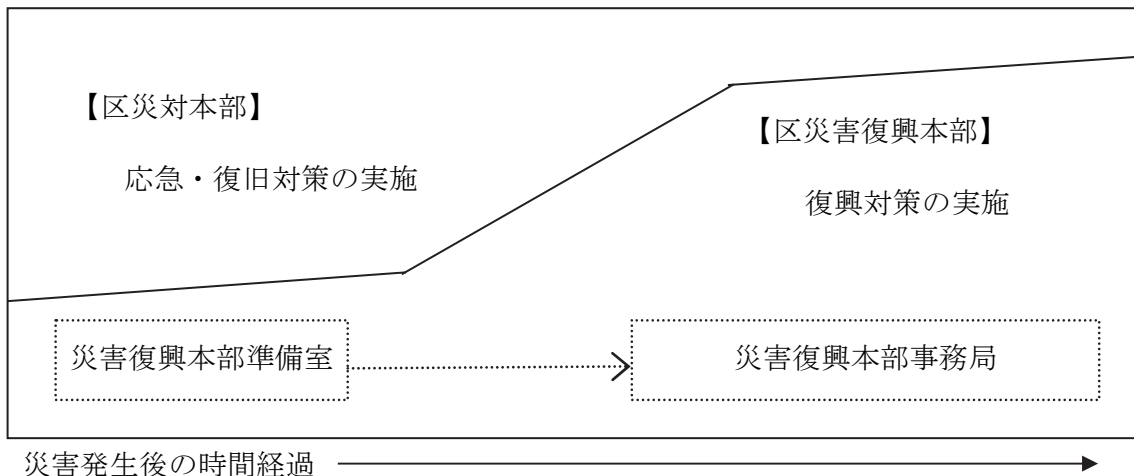


第2節 復興本部の役割及び災対本部との関係

「区災対本部」を中心に実施する応急対策と「区災害復興本部」が実施する復興対策については、事業の連動性、整合性を図る必要がある。

このため、応急・復旧対策のうち復興対策に影響を与えるものについては、「区災対本部」と「区災害復興本部」が緊密に連携を図りながら取り組むこととする。

「区災対本部」と「区災害復興本部」の関係



第3章 災害復興計画の策定

第1節 災害復興基本方針の策定

第1項 復興の基本方針

復興対策の基本方針は、次のとおりとする。

- 1 暫定的な生活及び生業の場を確保するなど、被災による都市・生活構造の急激な変化を最小限にとどめ、できる限り被災者の経済的・身体的・精神的負荷の軽減を図る。
- 2 地域の力を最大限に引き出し、区民、事業者、NPO、ボランティア、行政との協働による地域社会の復興を推進する。
- 3 被災後における応急・復旧対策と復興対策との連携、復興対策とその後の平常時の行政施策との連携を図る。
- 4 建物・沿道の不燃化促進や都市施設の整備、オープンスペースの確保、コミュニティ住宅の供給等を含む密集市街地の改善・整備、まちづくりへの区民参加の促進など、区がこれまでに取り組んできた災害に強い地域づくりの知恵と経験を活かしていく。

第2項 災害復興基本方針決定までの流れ

災害により重大な被害を受けた場合においては、被災後における復興に向けた取組を総合的かつ計画的に推進するため、「墨田区災害復興基本条例」及び「墨田区災害復興本部の設置及び運営に関する規則」に基づき「墨田区災害復興本部」を設置し、その設置から2週間以内に「墨田区災害復興基本方針」を決定する。

第2節 災害復興計画の策定

区長は、「墨田区災害復興基本方針」及び本部長の私的諮問機関である「墨田区災害復興検討会議」の提言に基づき、「墨田区災害復興計画原案」を作成し、パブリックコメント等の手続を経て、「墨田区災害復興計画」とし、各種広報媒体を活用し、広く区民に公表・周知する。

なお、分野別の復興計画については、「墨田区災害復興基本方針」及び「墨田区災害復興検討会議」の提言並びに「墨田区災害復興計画」に基づき関係各部が策定する。

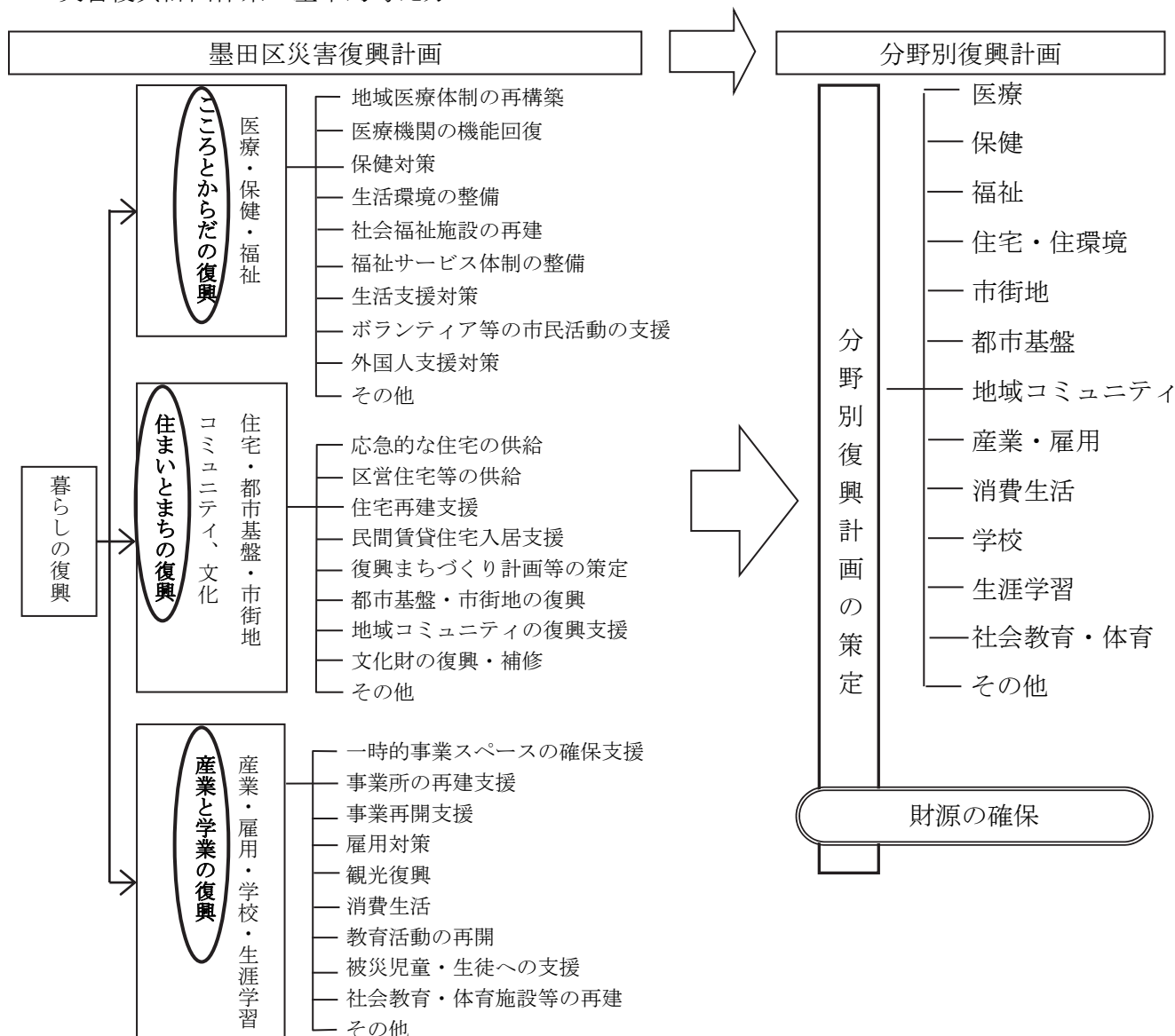
第1項 災害復興計画体系

「暮らしの復興」を成し遂げるために、その柱として「こころとからだの復興」「住まいとまちの復興」「産業と学業の復興」の三つを打ち出し、「墨田区災害復興計画」を策定するものとする。

また、復興の主体を被災区民とし、公助としての行政、共助としてのNPOやボランティア、各種の専門家集団が支援し、地域協働復興の体制を整える。

さらに、被災者のいち早い復興を立ち上げるために、暫定的な生活の場を確保し、できる限り従前居住地での暮らしのシステムを壊さないよう、地域復興を図る。

■災害復興計画体系の基本的考え方■



第1章 復興の基本的考え方

第2章 復興本部

第3章 震災復興計画の策定

第4章 復興の全体像

第5章 地域力を生かした復興プロセス

第6章 復興対策の財源確保

第2項 災害復興計画の位置付け

災害復興計画の位置付けについては、①「墨田区災害復興計画」を「墨田区基本計画」に代わるものとして策定、②「墨田区災害復興計画」を「墨田区基本計画」の下位計画として策定、の二つの場合を想定し、実際の被害規模や被災後の諸事情を勘案して選択する。

第3項 地域復興計画の尊重

区は復興区民組織（復興編第4章第2節第2項「復興区民組織」参照）から「地域復興計画」の提案があった場合は、その計画を尊重するとともに、「墨田区災害復興計画」と「地域復興計画」に齟齬が生じた場合には、誠意をもってこの調整に当たる。

第3節 特定分野計画の策定

急務となる分野に関しては、災害復興計画の策定と並行して分野別復興計画を策定する。

第4章 復興の全体像

第1節 多様な主体の協働による復興の推進

復興対策の推進に当たっては、区民一人一人の取組、区民同士の協働による取組、それを支える専門家やNPO等の活動など、自助・共助の取組を推進するとともに、それらに対して区をはじめとする行政が積極的に支援することにより、自助・共助・公助のバランスのとれた復興を進める。

第1項 区の役割

1 災害復興本部の設置・運営

必要に応じて災害復興本部を設置し、区の組織及び機能を挙げて最大の努力を払い、必要な施策を実施する。また、「災害復興基本方針」及び「災害復興計画」を策定する。

2 暫定的な生活の場の確保

被災者のいち早い復興を立ち上げるため、被災者が被災地を離れずに復興事業に携わることができるよう、暫定的な生活の場を確保する。

3 地域協働復興の推進

「災害復興計画」の策定に当たっては、区民等の意見を十分に聴取するよう努めるとともに、復興対策の実施においては、区民等の適切な合意形成に努める。

そのため、自助・共助・公助の連携による地域協働復興を進めることとし、認定要件を満たす復興区民組織（次頁参照）からの申請により地域復興協議会の認定を行うほか、復興区民組織への適切な支援や平常時における区民主体の地域づくり活動の支援などを行う。

また、専門家及びNPO等の活動機会の拡充など必要な支援を講じるよう努める。

第2項 区民、事業者、専門家等との連携

区民及び地域内に居住する事業者は、自立的かつ相互に協力し合いながら、自らの生活及び生業の復興並びに地域協働復興に努めることとし、区民等とそれらを支える専門家等は、災害復興基本方針及び災害復興計画に協力し、実現を目指していく。

また、復興区民組織は、地域内に居住する区民及び事業者の合意形成を図り、地域復興のための企画、立案、実行等に取り組み、地域の復興に努める。

第3項 国、東京都との連携

災害発生後の復興対策、施策を円滑に実施するために、財源の確保や法制度の運用等支援が必要となることから、国及び東京都と連携を図り復興に努める。

第2節 地域協働復興の推進

第1項 地域協働復興の考え方

区は、災害により重大な被害を受けた場合において、被災後における地域住民の力を最大限に活かした復興を推進するため、区民、事業者、NPO・ボランティア、専門家、行政など多様な主体の連携と協働による地域社会の復興を図る。

この多様な主体の協働による復興の中心的存在は区民であるとして、災害時における復興区民組織の活動を支援するとともに、平常時から区民及び地域組織の育成及び活動を支援する。

第2項 復興区民組織

復興区民組織とは、地域協働復興活動の推進を目的として、地域住民等を構成員として組織された団体であり、そのうち区長が「墨田区地域協働復興の推進に関する規則」に基づき認定した復興区民組織を地域復興協議会という。

地域復興協議会は、地域社会の復興を総合的かつ計画的に推進するための主体として、地域の合意を図り、地域復興に関する計画等の協働立案、提案を行うとともに、地域復興に関するルールづくりや公共施設等の協働運営、復興事業への直接参加などにより、復興地域づくりを進めるものとする。

なお、復興区民組織の形態については、地域防災活動拠点会議や町会、自治会、商店会、まちづくり等の活動グループが復興区民組織として連携し活動することを想定する。

第3項 災害復興支援組織

災害復興支援組織とは、地域協働復興支援に関する専門能力を有する者のうち、墨田区災害復興支援組織設置要綱に基づき登録を行った者等により構成される。

本組織においては、平常時は、本区の復興体制に関する検討、防災まちづくりへの支援及び復興に関する事前研究を行い、災害により重大な被害を受けた場合は、復興区民組織及び地域復興協議会に対する専門能力を活用した支援並びに災害復興計画策定に関する提案を行う。

※ I-10：墨田区災害復興支援組織設置要綱（別冊資料 P27 参照）

第5章 地域力を生かした復興プロセス

第1節 復興市街地づくり

復興市街地づくりにおいては、区民の「暮らしの復興」に資するための住宅や工場、商店等の再建など、地域の特性を生かした活力のある災害に強い市街地の形成を目指し、従前の市街地特性、すなわち、都市基盤施設の整備状況と被害状況によって、連続復興、修復型復興、クリアランス復興等の復興市街地づくりを進める。

第2節 復興市街地づくりの手順

本区における復興市街地づくりは、次の手順で行う。

- 1 家屋被害概況調査
 - ・家屋被害概況調査の実施
 - ・家屋被害台帳の作成・公表
- 2 家屋被害状況調査
 - ・家屋被害状況調査の実施
 - ・家屋被害状況情報の公表
- 3 墨田区都市復興基本方針の策定・公表
- 4 第一次建築制限（建築基準法第84条）
 - ・建築制限区域の指定・告示
- 5 復興対象地区の指定・告示
- 6 墨田区都市復興基本計画（骨子案）の検討・策定・公表
- 7 第二次建築制限（被災市街地復興特別措置法第7条）
 - ・被災市街地復興推進地域（案）の作成と都市計画決定・告示
- 8 復興まちづくり計画等の策定・公表
- 9 墨田区都市復興基本計画の策定・公表
- 10 災害復興事業の推進

第6章 復興対策の財源確保

震災後においては、応急対策から復興対策に係る財政需要が増大することが予想される。特に、本格的な復興を迅速かつ円滑に実施するためには、災害発生後の早い時期から財源の確保に向けた取組が必要である。

このため、災害直後からできる限り早い時期に復興対策に係る財政需要の見込額を算定し、予算の執行方針を策定することとする。

また、区が単独で復興対策に係る財源を十分に確保することは困難であることから、国・都に対して現行制度・事業の特例措置の要望等を行い、財源の確保に努めることとする。

さらに、都において、国及び被災区市町村と協議のうえ、復興基金を設立することとしており、都等と緊密な連携を図りながら取り組むこととする。